

ゆきどけ



能登半島地震被災後の穴水町役場 あなみず



発災から2か月後の避難所の様子(能登町おぎ小木小学校)



緊急時！ 必要なのは
多様な視点

災害と人権の関わり

災害と人権問題

地震などの**災害**は、人々の生活に深刻な影響を及ぼします。また、**基本的人権**に対する大きな脅威となり、様々な人権問題を引き起こします。

(1)避難所生活における人権問題

災害時は安全な避難場所が必要です。避難所が不十分であったり、特定の人々（障害のある人や高齢者など）が適切な支援を受けられない場合、人権侵害に繋がるおそれがあります。

(2)情報の拡散と風評被害

災害時には不確かな情報や悪意のあるデマが拡散されることがあります。近年では SNS が発達し、誰もが情報の発信・受信を容易に行えるため、不確かな情報やデマの流布により風評被害や差別問題が引き起こされます。

人権問題が特に注目された災害

- 阪神・淡路大震災（1995年）
- 東日本大震災（2011年）
- 熊本地震（2016年）
- 能登半島地震（2024年）

いずれも避難所での生活環境の問題や高齢者、障害のある人、外国人などの災害弱者（要配慮者）への配慮不足、情報格差による支援の偏りが指摘されました。また、東日本大震災では、福島第一原子力発電所事故による風評被害や避難者への差別が起こり、能登半島地震では SNS での閲覧数稼ぎを目的とした嘘の救助要請情報が拡散され、救助活動の妨げになるなど、新たな人権問題も浮き彫りになりました。

日本は「災害大国」

日本は国土面積が世界の約 0.25% にもかかわらず、自然災害の発生率と被害が極めて高くなっています。そのため、日本は災害への備えが特に重要な「災害大国」と言えます。

避難所での人権問題

避難所では老若男女、多様な人種や個人的な背景を持つ人が共同生活を送ります。避難所はあくまで一時避難の場所ですが、規模の大きい災害の場合、長期の避難所生活になることがあります。



プライバシーの問題

多くの人が共同で生活するため、個人のプライバシーが守られにくく、避難所生活が長期間続くとストレスや不安を引き起こしたり、ハラスメントのリスクが高まる可能性があります。

災害弱者（要配慮者）への配慮

災害時は、誰もが切迫した状況のため、人権意識が薄くなり、高齢者や子ども・乳幼児、外国人、障害のある人、妊産婦など特別な配慮を必要とする人への配慮不足が生じます。

性別による配慮

避難所内での性別に基づく分離（例：トイレ、更衣室）が不適切な場合、男女間のトラブルを引き起こしたり、LGBTQ+ のコミュニティに対して配慮が欠けることがあります。

社会的な偏見と差別

普段から社会に潜在している問題が顕在化し、外国人や女性、その他のマイノリティなど、特定のグループが差別や不公平な扱いを受けることがあります。

不確かな情報やデマによって引き起こされる人権侵害



風評被害と差別

被災した人や被災地外へ避難した人が偏見の目で見られたり、差別を受けることがあります。福島第一原子力発電所事故による風評被害は10年以上経過した現在も続いています。

デマ情報の拡散

SNS 等の利用が安否確認や被災者支援に有効活用される一方、虚偽の情報が拡散され、人命救助の妨げになったり、犯罪被害に巻き込まれる危険性があります。また、安易な「拡散」は自分も人権侵害に加担することに繋がりがねません。

災害などが発生したときには、多数の意見が優先され、社会的弱者は声を上げにくい状況になります。

多様な視点を持ち、弱者に寄り添った取組が必要です。

また、災害はいつ起こるか分かりません。みんなで一緒に考えてみましょう。

考えてみよう！ワークシート

Q1 避難所生活で起こりうる人権問題には
どのようなものがありますか？

〈記入欄〉



Q2 災害時に特に配慮が必要な人々（要配慮者）にはどのような人がいますか？また、それぞれにどのような支援が必要だと考えられますか？

〈記入欄〉



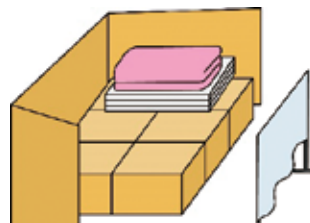
Q3 デマや風評被害が災害時の人権侵害に繋がる可能性があります。
このような問題を防ぐために、私たちに何ができるでしょうか？

〈記入欄〉



Q4 避難所生活や支援活動において、個人情報やプライバシーを守るためにどのような配慮が必要だと思いますか？具体的な例を挙げてみましょう。

〈記入欄〉



Q5 災害後の復興過程において、どのような人権問題が発生する可能性がありますか？また、それらを防ぐためにはどのような対策が必要だと考えられますか？

〈記入欄〉



Q6 災害時の人権問題を未然に防ぐために、日頃からどのような準備や取組が必要だと思いますか？地域社会の観点から考えてみましょう。

〈記入欄〉



みんなで支える、災害時の要配慮者



- 高齢者に適したやさしい食事の提供
- 排泄環境の整備(位置、清潔さ)
- メンタルヘルスの向上・維持 など

⇒ 高齢者は避難所生活のストレスから、身体的・精神的健康が悪化しやすいため、きめ細かな支援と予防的アプローチが不可欠です。



- しっかり話を聞いてあげたり、安心感を与える
- 「思いっきり声を出す」「体を動かす」ことのできる空間をつくる など

⇒ 被災や避難所生活は子どもに長期的な心理的影響を与える可能性があります。



- 分かりやすい「やさしい日本語」を使う
- 宗教上の理由などで食べられないものがあることを理解する など

⇒ 外国人は言葉の壁や文化の違いから、誤解や孤立、トラブルを生じることがあります。



- 物理的なバリア(段差や手すりの不足、トイレ等の構造)の解消
- 障害のある人への理解 など

⇒ 障害のある人は肢体が不自由な方、知的・精神障害のある人、視覚・聴覚に障害のある人など様々です。一目見て分からない障害のある人もおられます。



- 安心して授乳できる環境を整える
- 妊産婦に必要な物資(マタニティ用品、乳児用品など)の優先配布 など

⇒ 妊産婦は平時から心身ともに手厚いケアが必要ですが、災害時にはより一層の配慮が必要となります。

多様な視点を持ち、 みんなで考えましょう



能登半島地震の被災地支援へ行かれた 彦根市危機管理課の宮本 涼太さん、 川添 誠三さんにお話を伺いました。

みやもと りょう た 宮本 涼太さん

(能登町立小木小学校と能登町役場にて支援活動を行われた。)

●小木小学校では

「発災直後は体育館に 300 人程避難しており、1 人毛布 1 枚で寝返りを打つとすぐ隣に人がいる状況だったと聞きました。」

「避難者が自主的に運営をし、リーダーは女性の方がされていました。また、避難されている方が元から同じ地域の方ということもあって地域コミュニティの強みを感じました。ご飯も一緒に食べるようにしておられ、情報伝達もその時にされており、避難所運営の理想だなと感じました。」

●能登町役場では

「避難所支援に行って、まず驚いたのが役所が避難所になっているという点でした。ここは指定避難所に指定されていないのですが、発災当初に近くの方が避難してきてそのまま避難所になったようです。」
「役場が避難所になっているからか、職員が主に動かれているという印象でした。避難所という特殊な環境で行政がすべてをサポートするのは難しいので、どこまで介入すべきなのか難しいと感じました。」

●能登で感じたこと

「能登へ行って感じたのは、みんな元気だなということでした。避難所のテレビで一緒に相撲中継を見たり、おしゃべりをして楽しそうにされていました。」

●まずは知ってもらうこと

「彦根市では災害が少なく、市民だけでなく職員も不慣れなため、いざ災害が発生した時にパニックが想定されます。いざという時のことを考えてもらうこと、そして「**知ってもらうこと**」が大切です。ホームページでの周知や避難訓練を行ったりしていますが、住民の方には、まず「**知りたい・知っておきたい**といけな

かわぞえ せいぞう 川添 誠三さん

(^{すず}珠洲市、能登町、輪島市の災害対策本部にて情報収集を行われた。)

●地域の繋がりと共助

「避難所にはたくさんの方が来られます。その中には障害のある方等もおられます。避難所となる学校や施設等では配慮が必要な方用のスペースを設けるようにしており、普段から地域の中で理解があれば、いざという時に配慮しやすい体制を作ることができるため、地域の繋がりというのは重要です。また、配慮が必要な方が発災時にどこに行けばよいのか迷われないよう、どの避難所でも受け入れられるようにしないとけません。」

「避難所において一番重要なのは「共助」です。災害対策本部では配慮が必要な方の調整も行いますが、立ち上がるのに時間がかかります。そのため普段から情報の共有を行うなど「共助」が重要になります。」

●避難所運営委員会について

「人権の視点から配慮した避難所を作っていくために重要なのが避難者が主体的に協議、決定するための運営機関である「避難所運営委員会」です。今回の能登半島地震では、男性がリーダーとして主となり女性に配慮できていないという意見もありました。運営に女性が入り、女性の立場で考えること、女性が活躍できる状況を作ることが配慮された避難所づくりに繋がります。」

●災害に備え彦根市が行っていること

「彦根市では、水道管の老朽化に伴い、震度 6・7 に耐えられるものに入れ替えています。また、能登半島地震でも見られたように、液状化で下水管が浮かび上がってくることがあります。そのため「弁」を付け、液状化の際、水が下水管に入ることにより重しとなり浮かび上がらないようにする。こういった取組も行っています。」

●最後に「命を守る」ということ

「『**命を守る**』ということは、自分の命だけではありません。自分の命を守ることで初めて他の人の命を助けに行くことができます。一度「**命を守る**」ということについて、深呼吸をし、「生きる命」を感じてほしいと思います。」

災害情報の入手手段（一覧）

●彦根市メール配信システム

(https://www.city.hikone.lg.jp/kakuka/shicho_chokkatsu/3/6/2701.html)



●彦根市民防災マニュアル

(https://www.city.hikone.lg.jp/kakuka/shicho_chokkatsu/3/12/2702.html)



●同報系屋外放送設備（屋外防災スピーカー）

(<https://www.city.hikone.lg.jp/kurashi/bosai/3/6/13954.html>)



●アプリ彦根市 LINE 公式アカウント

(<https://www.city.hikone.lg.jp/kakuka/kikakushinko/5/24074.html>)



●アプリ「Yahoo! 防災速報」

(https://www.city.hikone.lg.jp/kakuka/shicho_chokkatsu/3/kyoutei/4941.html)



●アプリ「全国避難所ガイド」

(https://www.city.hikone.lg.jp/kakuka/shicho_chokkatsu/3/kyoutei/4942.html)



もし悩んだり、相談したい時は こちらへ

【法務局の相談窓口】（平日 8:30 から 17:15 まで ※のみ平日 9:00 から 17:00 まで）

- みんなの人権 110 番 0570-003-110
- こどもの人権 110 番 0120-007-110
- 女性の人権ホットライン 0570-070-810
- 外国語人権相談ダイヤル 0570-090-911※

インターネット相談窓口

(<https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>)

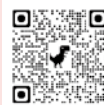


【彦根市相談窓口】（平日 9:00 から 16:45 まで ※のみ（水）から（金）、13:00 から 16:00 まで）

- 人権に関する相談（彦根市人権・福祉交流会館） 0749-25-0164
- ウィズ総合相談（彦根市男女共同参画センターウィズ） 0749-21-5757※
- 相談窓口が分からないとき（彦根市人権政策課） 0749-30-6115

その他各種相談について詳しくは、彦根市ホームページをご覧ください。

(<https://www.city.hikone.lg.jp/kurashi/sodan/5/index.html>)



この冊子は 13,000 部印刷し、1 部あたりの単価は約 13.5 円です。ただし、原稿作成等に係る職員の人件費は含んでいません。

発行：2025 年 3 月 彦根市人権政策課